

# 条例改正新旧対照表

## ～ 目 次 ～

- 1 東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例（1頁）
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 3 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（7頁）
- 4 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（11頁）
- 5 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（13頁）
- 6 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（14頁）
- 7 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（18頁）

改正案	現行
<p>第一条から第七条まで（現行のとおり） （公表）</p> <p>第八条 任命権者（次条第二項各号に掲げる任命権者に限る。）は、前条の規定により届出を受けた事項について、毎年度一回、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による報告を取りまとめ、前条に規定する職員又は職員であった者のうち人事委員会規則で定めるものについて、人事委員会規則で定める事項を、毎年度一回、公表する。</p> <p>3 警視總監は、前条の規定により届出を受けた事項のうち、警視庁の職員の職務に支障を及ぼすおそれがないと認めるものについて、毎年度一回、公表する。</p> <p>4 消防總監は、前条に規定する職員又は職員であった者のうち人事委員会規則で定めるものについて、前条の規定により届出を受けた事項のうち人事委員会規則で定めるものを、毎年度一回、公表する。</p> <p>第九条から第十八条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第七条まで（略） （公表）</p> <p>第八条 任命権者（次条第二項各号に掲げる任命権者に限る。）は、前条第一項及び第二項の規定により管理又は監督の地位にある職員又は管理又は監督の地位にある職員であった者から届出を受けた事項について、毎年度一回、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による報告を取りまとめ、人事委員会規則で定める事項を公表する。</p> <p>3 警視總監は、前条第一項及び第二項の規定により管理又は監督の地位にある職員又は管理又は監督の地位にある職員であった者から届出を受けた事項のうち、警視庁の職員の職務に支障を及ぼすおそれがないと認めるものについて、毎年度一回、公表する。</p> <p>4 消防總監は、前条第一項及び第二項の規定により管理又は監督の地位にある職員又は管理又は監督の地位にある職員であった者から届出を受けた事項について、毎年度一回、人事委員会規則で定める事項を公表する。</p> <p>第九条から第十八条まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第二十条まで（現行のとおり） （期末手当）</p> <p>第二十一条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百二一・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」と、「百分の七十七・五」とあるのは「百分の四十二・五」とする。</p> <p>4（現行のとおり）</p> <p>一 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が二級以上である職員</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>5（現行のとおり） （勤勉手当）</p>	<p>第一条から第二十条まで（略） （期末手当）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 再任用職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百二一・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の七十」とする。</p> <p>4（略）</p> <p>一 行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が二級以上である職員であつてその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの</p> <p>二（略）</p> <p>5（略） （勤勉手当）</p>

第二十一条の二 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一 前項の職員のうち次号及び第三号に該当する職員以外の職員 当該職員の給与月額に百分の九十五(行)四級等職員にあつては百分の百十五、行(一)五級等職員にあつては百分の百二十五)を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち指定職給料表の適用を受ける職員(次号に該当する職員を除く。) 当該職員の給与月額に百分の百を乗じて得た額の総額

三 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の給与月額に百分の四十五(行)四級等職員及び行(一)五級等職員にあつては百分の五十五、指定職給料表の適用を受ける職員にあつては百分の五十二・五)を乗じて得た額の総額

3及び4 (現行のとおり)

第二十一条の二の二から第二十三条まで (現行のとおり)

附則

1から4まで (現行のとおり)

5 この条例は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条に定める教育公務員(専門的教育職員を除く。)、教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)第九条第二項に定める実習助手及び寄宿舎指導員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十一条

第二十一条の二 (略)

2 (略)

一 前項の職員のうち次号及び第三号に該当する職員以外の職員 当該職員の給与月額に百分の九十(行)四級等職員にあつては百分の百十、行(一)五級等職員にあつては百分の百二十)を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち指定職給料表の適用を受ける職員 当該職員の給与月額に百分の九十五を乗じて得た額の総額

三 前項の職員のうち再任用職員(前号に該当する職員を除く。) 当該再任用職員の給与月額に百分の四十二・五(行)四級等職員及び行(一)五級等職員にあつては、百分の五十二・五)を乗じて得た額の総額

3及び4 (略)

第二十一条の二の二から第二十三条まで (略)

附則

1から4まで (略)

5 この条例は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条に定める教育公務員(専門的教育職員を除く。)、教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)第十条第二項に定める実習助手及び寄宿舎指導員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十一条

第一項に定める事務職員及び技術職員並びに市町村立学校職員  
給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に定める  
学校栄養職員には適用しない。

6及び7（現行のとおり）

8 | 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの  
間、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める場合における  
第十条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、同  
条第三項及び第四項中「額とする」とあるのは「額の範囲にお  
いて人事委員会の承認を得て東京都規則で定める額とする」と  
する。

別表第一から別表第七まで（現行のとおり）

第一項に定める事務職員及び技術職員並びに市町村立学校職員  
給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に定める  
学校栄養職員には適用しない。

6及び7（略）

別表第一から別表第七まで（略）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第一条から第五条まで（現行のとおり）</p> <p>第六条 削除</p> <p>（号給の切替え）</p> <p>第七条 平成二十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において第一条による改正後の条例別表第二に掲げる公安職給料表の九級の適用を受けていた職員（以下「特定職員」という。）の切替日における号給は、人事委員会が定める。</p> <p>第八条（現行のとおり）</p> <p>第九条 前条の規定による給料を支給される特定職員又は職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十</p>	<p>附則</p> <p>第一条から第五条まで（略）</p> <p>（等級別基準職務表に定める基準となる職務の特例）</p> <p>第六条 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十年東京都人事委員会規則第九号）附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされた者の属する平成二十八年四月一日（以下「切替日」という。）以後における職務の級は、切替日の前日においてその者が属する職務の級に対応する切替日における第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第二条による改正後の条例」という。）第五条第三項に規定する等級別基準職務表職務の級の欄に定める職務の級とする。</p> <p>（号給の切替え）</p> <p>第七条 切替日の前日において第一条による改正後の条例別表第二に掲げる公安職給料表の九級の適用を受けていた職員（以下「特定職員」という。）の切替日における号給は、人事委員会が定める。</p> <p>第八条（略）</p> <p>第九条 前条の規定による給料を支給される特定職員又は職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十</p>

号) 第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。以下「育児短時間勤務等」という。)をしている場合の前条の規定による差額に相当する額は、同条の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「第二条による改正後の条例」という。)第六条の第二項の規定の適用前の給料月額と前条の規定による差額に相当する額との合計額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第十五号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額から第二条による改正後の条例第六条の第二項の規定による給料月額を減じた額とする。

第十条から第十八条まで (現行のとおり)

号) 第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。以下「育児短時間勤務等」という。)をしている場合の前条の規定による差額に相当する額は、同条の規定にかかわらず、第二条による改正後の条例第六条の第二項の規定の適用前の給料月額と前条の規定による差額に相当する額との合計額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第十五号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額から第二条による改正後の条例第六条の第二項の規定による給料月額を減じた額とする。

第十条から第十八条まで (略)



3 (現行のとおり)

4 (現行のとおり)

一 教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が三級以上である職員

二 (現行のとおり)

5 (現行のとおり)

(勤勉手当)

第二十四条の二 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の給与月額に百分の九十五(教育五級等職員にあつては、百分の百十五)を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の給与月額に百分の四十五(教育五級等職員にあつては、百分の五十五)を乗じて得た額の総額

3 (現行のとおり)

一 教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が三級以上である職員

3 (略)

4 (略)

一 教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が三級以上である職員であつてその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるもの

二 (略)

5 (略)

(勤勉手当)

第二十四条の二 (略)

2 (略)

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の給与月額に百分の九十(教育五級等職員にあつては、百分の百十)を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の給与月額に百分の四十二・五(教育五級等職員にあつては、百分の五十二・五)を乗じて得た額の総額

3 (略)

一 教育職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が三級以上である職員であつてその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるもの

二 (現行のとおり)

4 (現行のとおり)

第二十四条の二の二から第二十五条まで (現行のとおり)

付則

1から6まで (現行のとおり)

7 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間、

人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場合における第

十二条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、同条第

三項及び第四項中「額とする」とあるのは「額の範囲において人事

委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額とする」とする。

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

二 (略)

4 (略)

第二十四条の二の二から第二十五条まで (略)

付則

1から6まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p> <p>第一条から第五条まで (現行のとおり)</p> <p>第六条 削除</p> <p>第七条から第九条まで (現行のとおり)</p>	<p>附則</p> <p>第一条から第五条まで (略)</p> <p>(等級別基準職務表に定める基準となる職務の特例)</p> <p>第六条 学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則(平成二十年東京都教育委員会規則第四十四号)附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされた者(属する平成二十八年四月一日(以下「切替日」という。))以後における職務の級は、切替日の前日においてその者が属する職務の級に対応する切替日における第二条の規定による改正後の学校職員の給与に関する条例第六条第二項に規定する等級別基準職務表職務の級の欄に定める職務の級とする。</p> <p>第七条から第九条まで (略)</p>

改正案

現行

第一条から第四条まで（現行のとおり）

第一条から第四条まで（略）

（特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用）

（特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用）

第五条 特定任期付職員に対する給与条例第二条第一項、第三条、第六条の二第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項、第二項及び第四項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は特定任期付職員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

第五条 特定任期付職員に対する給与条例第二条第一項、第三条、第六条の二第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項、第二項及び第四項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は特定任期付職員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

2 特定任期付職員に対する学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。）第三条第一項、第五条、第八条の二第二項、第十五条の五第二項、第二十一条の二第一項、第二

2 特定任期付職員に対する学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。）第三条第一項、第五条、第八条の二第二項、第十五条の五第二項、第二十一条の二第一項、第二

十二条第三項、第二十三条、第二十四条第二項及び第二十四条の四第一項の規定の適用については、第三条第一項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。)に定める特定任期付職員業績手当」と、第五条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第八条の二第二項中「第七条並びに前条第一項、第三項及び第九項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十五条の五第二項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者及び特定任期付職員」と、第二十一条の二第一項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員及び特定任期付職員」と、第二十二條第三項及び第二十三條中「第二十四条及び第二十四条の二」とあるのは「第二十四条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十四条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」と、第二十四条の四第一項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

第六条及び第七条 (現行のとおり)

十二条第三項、第二十三条、第二十四条第二項及び第二十四条の四第一項の規定の適用については、第三条第一項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。)に定める特定任期付職員業績手当」と、第五条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第八条の二第二項中「第七条並びに前条第一項、第三項及び第九項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十五条の五第二項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者及び特定任期付職員」と、第二十一条の二第一項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員及び特定任期付職員」と、第二十二條第三項及び第二十三條中「第二十四条及び第二十四条の二」とあるのは「第二十四条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十四条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、第二十四条の四第一項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

第六条及び第七条 (略)

改正案

現行

<p>第一条から第七条まで (現行のとおり) (任期付研究員に対する給与条例の適用)</p> <p>第八条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二十条第一項、第二項、第六條の二第二項、第十八條の三第一項及び第三項、第十九條の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第百六十二号。以下「任期付研究員採用条例」という。)に定める任期付研究員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七條の規定」と、第六條の二第二項中「第五條第一項、第二項及び第四項、第五條の二並びに前條第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付研究員採用条例第七條の規定にかかわらず、同條の」と、第十八條の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は第一号任期付研究員」と、同條第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は第一号任期付研究員」と、第十九條の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七條に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び第一号任期付研究員」とする。 第九条から第十一条まで (現行のとおり)</p>	<p>第一条から第七条まで (略) (任期付研究員に対する給与条例の適用)</p> <p>第八条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二十条第一項、第二項、第六條の二第二項、第十八條の三第一項及び第三項、第十九條の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十四年東京都条例第百六十二号。以下「任期付研究員採用条例」という。)に定める任期付研究員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七條の規定」と、第六條の二第二項中「第五條第一項、第二項及び第四項、第五條の二並びに前條第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付研究員採用条例第七條の規定にかかわらず、同條の」と、第十八條の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は第一号任期付研究員」と、同條第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は第一号任期付研究員」と、第十九條の二第三項及び第二十条中「第二十一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七條に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十二・五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び第一号任期付研究員」とする。 第九条から第十一条まで (略)</p>
--	--

改正案	現行
<p>第一条から第五条の二まで（現行のとおり） （退職手当の基本額）</p> <p>第六条（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百二十</p> <p>十</p> <p>三 十六年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十</p> <p>十</p> <p>四 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五十</p> <p>五 三十一年以上三十三年以下の期間については、一年につき百分の百四十</p> <p>六 三十四年以上の期間については、一年につき百分の四十</p> <p>2 前項の規定により計算した金額が、その者の退職の日における給料月額に四十三を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に四十三を乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。</p> <p>第六条の二から第六条の四まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第五条の二まで（略） （退職手当の基本額）</p> <p>第六条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十</p> <p>十</p> <p>三 十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十</p> <p>十</p> <p>（新設）</p> <p>四 三十一年以上三十三年以下の期間については、一年につき百分の百五十</p> <p>五 三十四年以上の期間については、一年につき百分の五十</p> <p>2 前項の規定により計算した金額が、その者の退職の日における給料月額に四十五を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に四十五を乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。</p> <p>第六条の二から第六条の四まで（略）</p>

(退職手当の調整額)

第七条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間（次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数（以下「調整額点数」という。）一点につき千五百円を乗じた額とする。

一から十三まで （現行のとおり）

2から4まで （現行のとおり）

(調整額期間)

第八条

1から2まで （現行のとおり）

3 第一項の調整額期間のうちに地方公務員法第二十六条の六の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）、同法第二十八条の規定による休職、同法第二十九条の規定による停職、同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する理由、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日の

(退職手当の調整額)

第七条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間（次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数（以下「調整額点数」という。）一点につき千七百五十円を乗じた額とする。

一から十三まで （略）

2から4まで （略）

(調整額期間)

第八条

1から2まで （略）

3 第一項の調整額期間のうちに地方公務員法第二十六条の六の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）、同法第二十八条の規定による休職、同法第二十九条の規定による停職、同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する理由、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月及び育児休業法第十条第一項に規定する

あつた月を除く。以下これらを「休職月等」という。）がある場合、東京規則の定めるところにより調整額期間から除くものとする。

第九条（現行のとおり）

（勤続期間の計算）

第十条

1から3まで（現行のとおり）

4 前三項の規定による在職期間のうちに休職月等が一月以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（育児休業をした期間についてはその月数の三分の一に相当する月数、配偶者同行休業をした期間又は地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する理由若しくはこれに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間についてはその月数）を前三項により計算した在职期間から除算する。ただし、同法第二十八条第二項第二号の規定に該当した者に係る休職において無罪の判決が確定した場合の休職期間及び教育公務員特例法第十四条の規定による休職期間については、この限りでない。

5から8まで（現行のとおり）

育児短時間勤務（同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。以下「育児短時間勤務等」という。）をした期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月及び育児短時間勤務等をしなかつた日のあつた月を除く。以下これらを「休職月等」という。）がある場合、東京規則の定めるところにより調整額期間から除くものとする。

第九条（略）

（勤続期間の計算）

第十条

1から3まで（略）

4 前三項の規定による在職期間のうちに休職月等が一月以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（育児休業をした期間又は育児短時間勤務等をした期間についてはその月数の三分の一に相当する月数、配偶者同行休業をした期間又は地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する理由若しくはこれに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間についてはその月数）を前三項により計算した在职期間から除算する。ただし、同法第二十八条第二項第二号の規定に該当した者に係る休職において無罪の判決が確定した場合の休職期間及び教育公務員特例法第十四条の規定による休職期間については、この限りでない。

5から8まで（略）

第十条の二から第二十五条まで (現行のとおり)

付 則

第一条から第二十九条まで (現行のとおり)

第三十条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年東京都条例第 号) 附則第五条の規定による給料を支給される職員及び学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年東京都条例第 号) 附則第五条の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額、給料月額とそれぞれの規定による給料の額との合計額とする。

第十条の二から第二十五条まで (略)

付 則

第一条から第二十九条まで (略)  
(新設)

改正案

現行

（趣旨）

第一条（現行のとおり）

2 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条に定める教育公務員（専門的教育職員を除く。）、教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）第九条第二項に定める実習助手及び寄宿舎指導員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十一条第一項に定める事務職員及び技術職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に定める学校栄養職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。

（一週間の正規の勤務時間）

第二条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分とする。

2及び3（現行のとおり）

4 任命権者は、職務の性質により前三項の規定により難いときは、職員の正規の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

第三条 任命権者は、暦日を単位として、月曜日から金曜日までの

（趣旨）

第一条（略）

2 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条に定める教育公務員（専門的教育職員を除く。）、教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）第十条第二項に定める実習助手及び寄宿舎指導員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十一条第一項に定める事務職員及び技術職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に定める学校栄養職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。

（一週間の正規の勤務時間）

第二条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間について三十八時間四十五分とする。

2及び3（略）

4 任命権者は、職務の性質により前三項の規定により難いときは、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分（再任用短時間勤務職員にあつては、前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

第三条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの五

五日間（以下「平日」という。）において、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については一週間ごとの期間について当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については一週間ごとの期間について一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 任命権者は、任命権者が定める職場において始業及び終業の時刻について職員（育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員を除く。）の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める職員（以下「フレックスタイム制勤務職員」という。）又は職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。この場合において、フレックスタイム制勤務職員については、職員の申告を経て、暦日を単位として、平日の範囲内において正規の勤務時間を割り振るものとする。

### 3 (現行のとおり)

#### (週休日)

第四条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて、平日において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、平日において週休日を設けることができるものとし、

日間において、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については一週間ごとの期間について当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については一週間ごとの期間について一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。

### 3 (略)

#### (週休日)

第四条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの

フレックスタイム制勤務職員については、四週間ごとの期間につき一日に限り、日曜日及び土曜日に加えて、平日において週休日

を設けることができる。

2 (現行のとおり)

第五条 (現行のとおり)

(休憩時間)

第六条 (現行のとおり)

2 前項の場合において、任命権者は、第三条第二項に規定する職員(フレックスタイム制勤務職員を除く。)について、人事委員会の承認を得て、別に定めるところにより、休憩時間を置くことができる。

3及び4 (現行のとおり)

(休憩時間)

第七条 任命権者は、第三条第二項に規定する職員(フレックスタイム制勤務職員を除く。)について、人事委員会の承認を得て、別に定めるところにより、正規の勤務時間のうちに、休憩時間を置くものとする。

2 (現行のとおり)

第八条から第十一条まで (現行のとおり)

(休日の振替え)

第十二条 前条各号に掲げる日が週休日に当たるときは、同条の規

五日間において週休日を設けることができる。

2 (略)

第五条 (略)

(休憩時間)

第六条 (略)

2 前項の場合において、任命権者は、第三条第二項に規定する職員について、人事委員会の承認を得て、別に定めるところにより、休憩時間を置くことができる。

3及び4 (略)

(休憩時間)

第七条 任命権者は、第三条第二項に規定する職員について、人事委員会の承認を得て、別に定めるところにより、正規の勤務時間のうちに、休憩時間を置くものとする。

2 (略)

第八条から第十一条まで (略)

(休日の振替え)

第十二条 前条各号に掲げる日が週休日に当たるときは、同条の規

定にかかわらず、その日は、休日としない。この場合（年末年始の休日である場合を除く。）において、第三条第二項の規定により正規の勤務時間の割振りを定められた職員（フレックスタイム制勤務職員を除く。）については、その日に振り替えて、東京都規則で定めるところにより前条各号に掲げる日以外の日を休日とする。

2 (現行のとおり)

第十三条から第二十条まで

(現行のとおり)

定にかかわらず、その日は、休日としない。この場合（年末年始の休日である場合を除く。）において、第三条第二項の規定により正規の勤務時間の割振りを定められた職員については、その日に振り替えて、東京都規則で定めるところにより前条各号に掲げる日以外の日を休日とする。

2 (略)

第十三条から第二十条まで

(略)